

令和7年度

生活排水処理実施計画

坂井地区広域連合

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、坂井地区内から発生するし尿及び浄化槽汚泥について適正に処理することで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に単年度ごとに実施計画を定める。

2 し尿及び浄化槽汚泥の現況

(1) 計画処理区域 坂井地区一円（あわら市、坂井市）

(2) 処理量の実績及び見込み

(単位:kℓ)

	6年度実績	7年度見込
し尿	1,907	1,700
浄化槽汚泥	7,629	7,351
合計	9,536	9,051

3 し尿及び浄化槽汚泥の処理

(1) 収集運搬体制

収集運搬は全量次の許可業者により行う。

許可業者一覧

業者名	主たる事業所	営業区域	許可車両 台数
福井環境事業(株)	坂井町長畑 13-6-1	坂井市 (春江・丸岡・坂井)	2
栄衛生社	丸岡町八ツ口 45-15	坂井市 (丸岡)	1
ヤスダ(有)	丸岡町上安田 10-3	坂井市 (丸岡)	1
(有)坂井清掃	三国町覚善 10-1-1	あわら市 坂井市 (三国)	3

(2) 中間処理

坂井地区内で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、さかいクリーンセンターに搬入される。また、汚泥は全量資源化を行う。

処理施設概要

施設名	さかいクリーンセンター
所在地	福井県坂井市坂井町今井1-1
処理方式	高負荷脱窒素処理＋膜分離＋下水道放流＋資源化 ※令和7年度は担体処理の試験導入のため 高負荷脱窒素処理＋沈降分離＋下水道放流＋資源化
処理能力	41kℓ／日
運営方法	委託

(3) 最終処分

処理の過程で発生するし渣及び沈砂は、場外の最終処分場で処分する。